

東広島市公園整備アクションプラン

令和8（2026）年1月

東広島市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的	1
2 計画区域	1
3 計画期間	1
4 計画対象	1
5 計画の位置付け	2

第2章 上位計画・関連計画

1 上位計画・関連計画が目指す将来都市像	3
----------------------	---

第3章 東広島市の現況と課題

1 地域特性	6
2 公園の現状	7
3 都市公園等の充足状況	12
4 公園に関する市民意識	21
5 本市の公園に関する課題	23

第4章 公園整備・管理の基本方針

1 基本方針	25
2 施策の展開方針	25

第5章 公園整備計画

1 短期整備計画	28
2 中長期整備計画	37
3 管理・運営	39

参考資料

用語集	41
-----	----

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

公園は、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供などの様々な役割を果たす都市インフラです。

東広島市では、東広島運動公園や龍王山総合公園をはじめ、様々な都市公園などの整備及び管理を計画的に進めてきましたが、急速な都市化に伴い公園や緑地が十分に提供されていない地域が存在するほか、公園施設の老朽化の進展に伴う維持管理費の増加などの多様な課題を抱えています。

また、ライフスタイルの変化や健康志向の高まりなどの市民が求める価値観の多様化、頻発化・激甚化する災害への備え、地域コミュニティの創出など、公園を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、従来の公園整備基準や管理体制からの見直しが必要となっています。

このような背景を踏まえ、本市では、人口や都市の規模、公園の設置状況などから計画的かつ効率的・効果的に公園の整備や機能再編、管理・運営を推進することを目的として、「東広島市公園整備アクションプラン（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

2 計画区域

本計画の対象区域は、東広島市全域とします。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までとします。

4 計画対象

本計画の対象は、次のとおり本市が管理する都市公園と類似施設（都市公園と同等の機能を有する施設）とします。

表 本計画の対象とする公園

都市公園	都市公園法に基づく公園
類似施設	児童遊園、地域公園、自然公園、市民グラウンド、コミュニティスポーツ広場、多目的広場、農村公園及び小中学校グラウンドなど

5 計画の位置付け

本計画は、「第五次東広島市総合計画」が目指す姿の実現に向けて、「第3次東広島市都市計画マスタープラン」及び「第2次東広島市緑の基本計画」、「東広島市社会資本未来プラン」などの上位計画・関連計画に即した、公園の整備や管理・運営に関する基本方針や整備計画を定める個別施設計画として位置付けます。

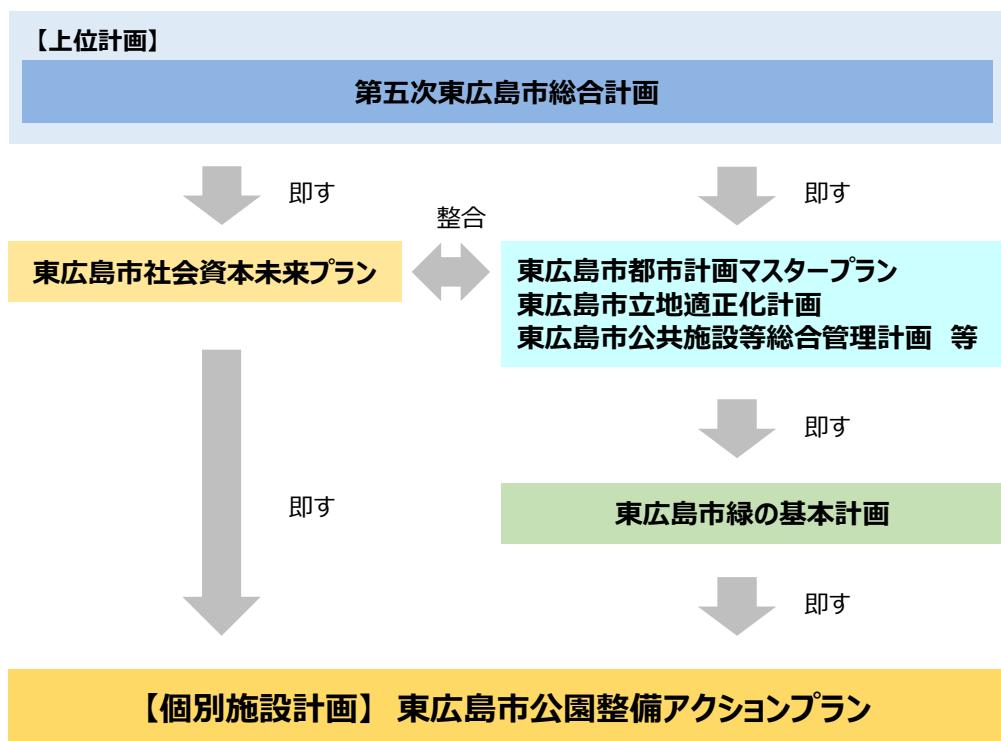


図 計画の位置付け

第2章 上位計画・関連計画

1 上位計画・関連計画が目指す将来都市像

(1) 第五次東広島市総合計画

«将来都市像»

第五次東広島市総合計画では、将来都市像として「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」を掲げ、まちづくり大綱において、「知的資源と産業力で多様な仕事が生まれるまち」「自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまち」、「誰もが夢を持って成長し活躍できるまち」、「学術研究機能や多様な人材の交流から新たな活力が湧き出すまち」、「自助・互助・共助・公助によって安心した生活を送れるまち」を定め、持続的に発展できるまちづくりを目指しています。

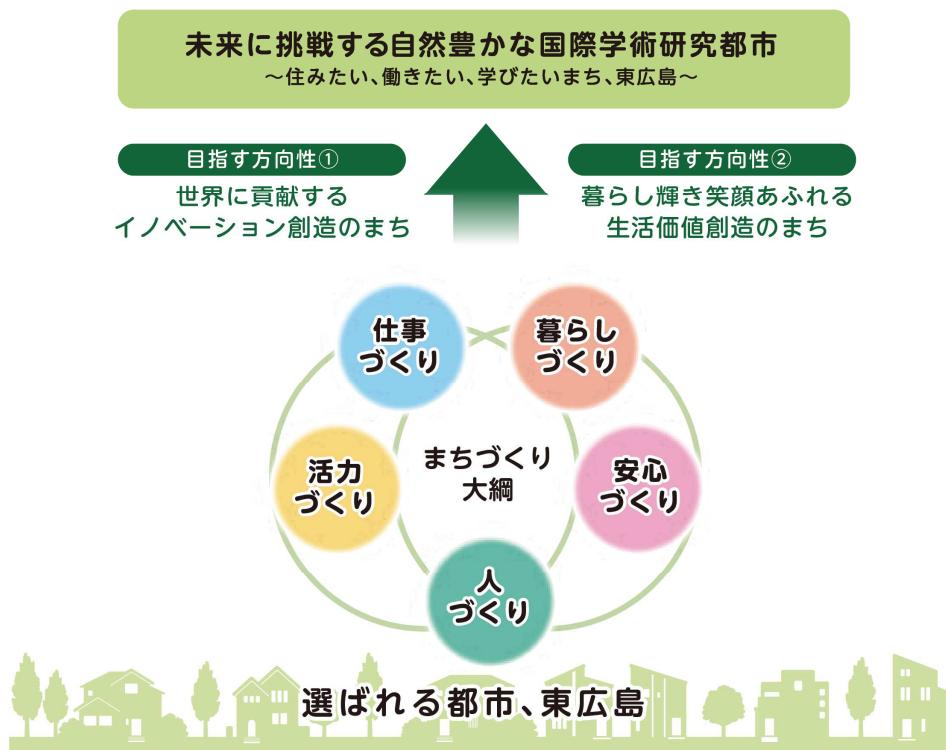


図 将来都市像を実現するイメージ

«公園に関する施策の方向性と主な取組»

まちづくり大綱	施策の方向性	主な取組
■暮らしづくり ・暮らしを支える拠点地区の充実	■安全・安心で良好な都市環境の整備 ・公園や緑地の整備・更新等	市民の憩い・交流の場や災害時における安全・安心の場の確保に向けて、公園・広場等の公共空間の整備を推進する。

(2) 第3次東広島市都市計画マスターplan

«都市づくりの目標、基本方針»

第3次東広島市都市計画マスターplanでは、都市づくりの目標として「夢と希望に満ちた『やさしい未来都市』 住み、働き、学び、交流し、活力と魅力が生まれるまちづくり」を設定し、都市づくりの基本方針として「豊かな自然と共存できる都市づくり」を掲げ、多様な役割を担う公園及び緑地について保全と創出を図るとともに、地域バランスを踏まえた整備を推進することとしています。

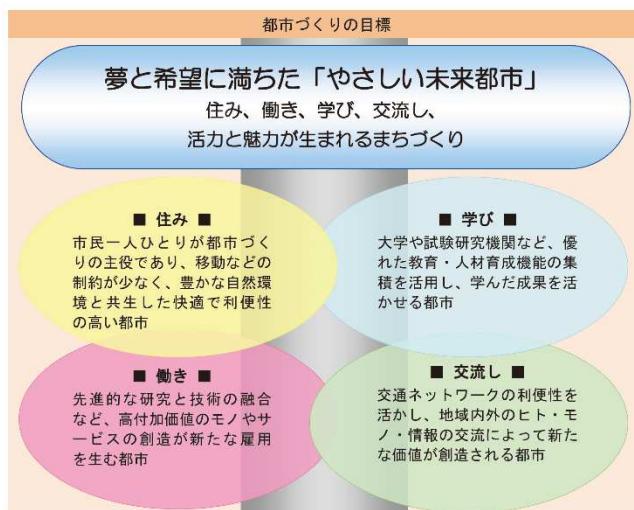


図 都市づくりの目標

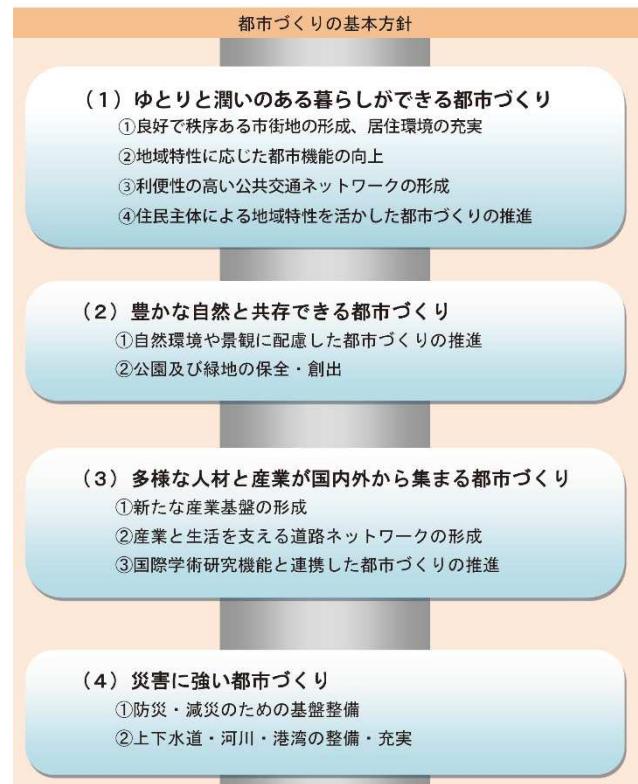


図 都市づくりの基本方針

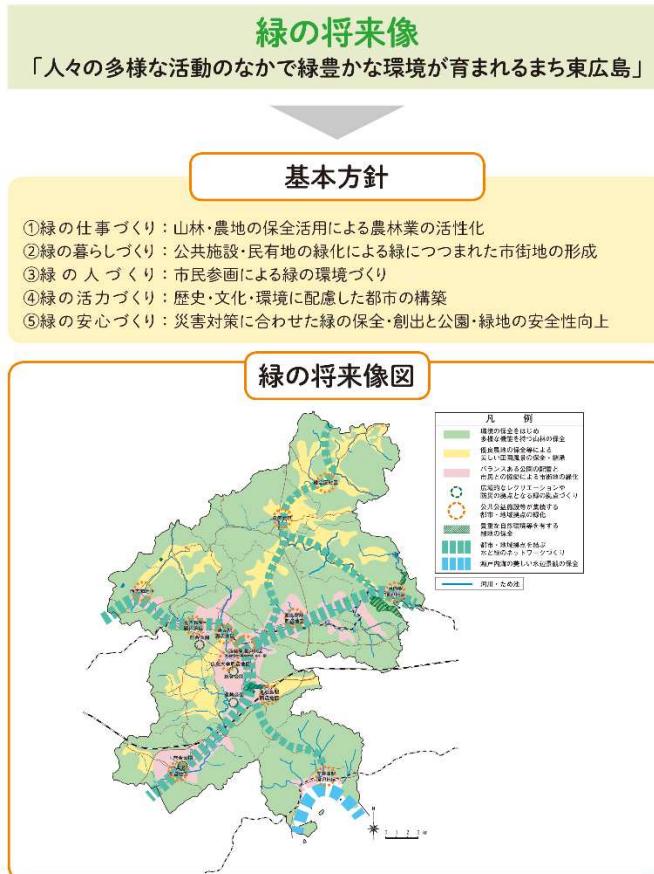
«公園・緑地の整備方針»

①良好な自然環境を有する緑地の保全	都市空間の骨格を形成する自然環境の適切な管理・保全など
②多様な役割を担う公園整備などの緑の創出	住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の適切配置、東広島運動公園の整備推進、既設公園とのバランスを考慮した整備・充実、防災機能を有する公園整備、だれもが安心して利用できる施設整備・更新など
③快適な都市環境を創造する緑化の推進	緑のネットワークの形成、維持管理体制づくり、借地公園制度の活用検討など
④市民参画による緑の環境づくり	地域とともに緑を育むことのできる体制づくりなど

(3) 第2次東広島市緑の基本計画

«緑の将来像、基本方針»

第3次東広島市緑の基本計画では、緑の将来像として「人々の多様な活動のなかで緑豊かな環境が育まれるまち東広島」を掲げ、5つの基本方針に沿って施策を推進することとしています。



(4) 東広島市社会資本未来プラン

«事業展開の在り方»

東広島市社会資本未来プランでは、まちづくりを進めていく上で整備が必要な社会資本は多くあります、整備に充てられる財源は限られているため、各分野において「個別施設計画」を策定し、地域の実情や課題などに応じた投資効果の高い取組へ選択と集中を進めるとともに、社会経済情勢の変化等に応じて事業執行に関する必要な見直しを適切に行うなど、効率的かつ効果的な事業展開を推進することとしています。

第3章 東広島市の現状と課題

1 地域特性

(1) 人口

本市の人口は、これまで一貫して増加が続いてきましたが、その増加は緩やかなものとなりつつあります。今後は、長期的には減少傾向に向かうと考えられますが、当面の間は、緩やかな増加で推移するものと予測されます。

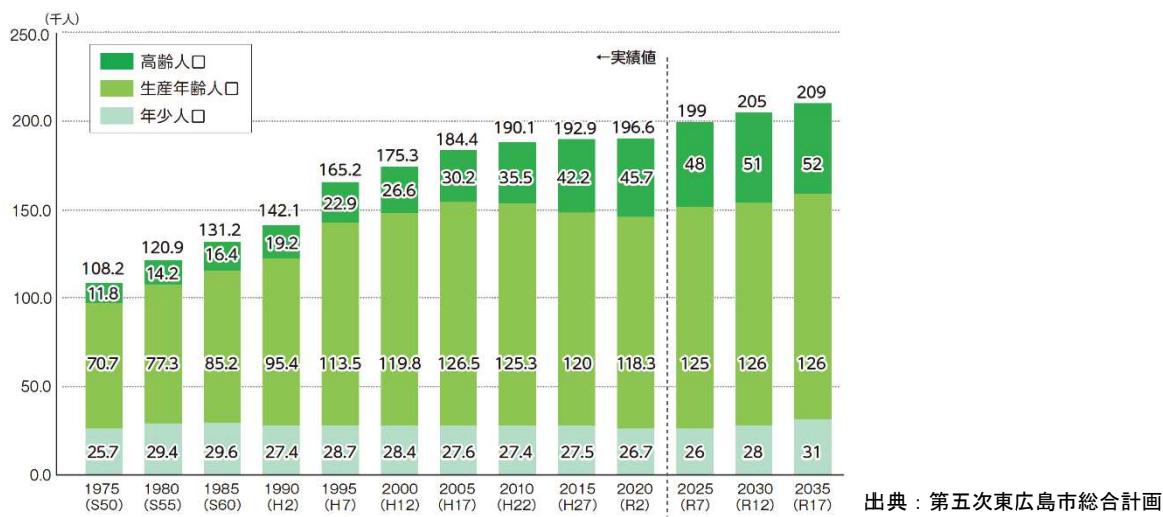


図 総人口の推移と将来予測

(2) 土地利用状況

本市は、市域の周囲を山林に取り囲まれており、市街地は、主に幹線道路の沿道や鉄道駅を中心とした平地部に形成され、市街地の周囲には優良な農地や豊かな田園風景が広がっています。

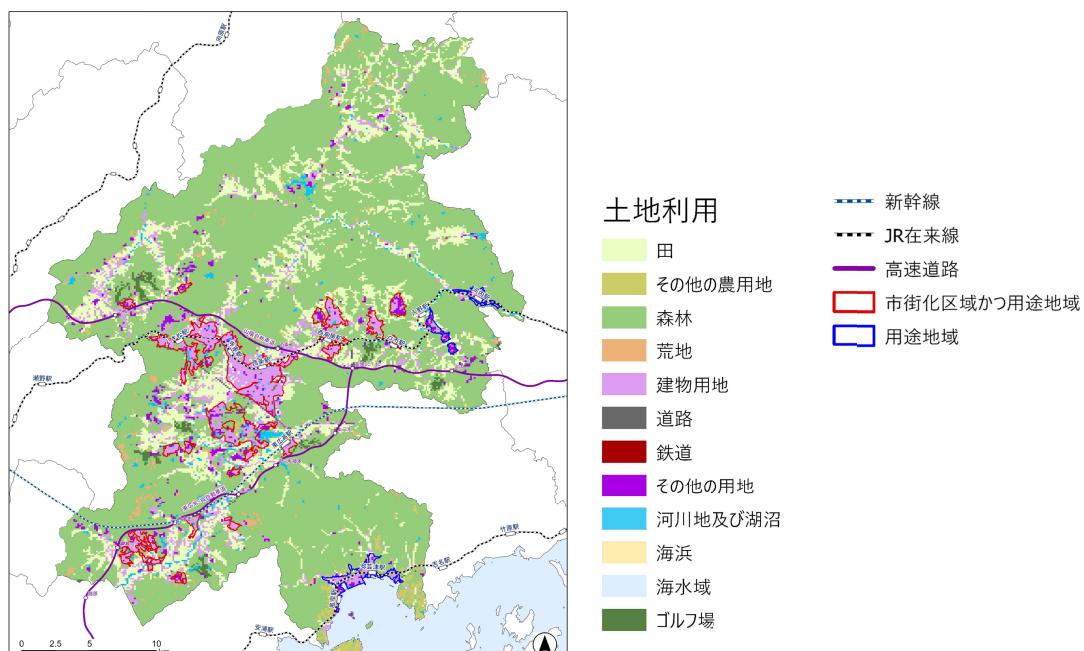


図 土地利用分類図

2 公園の現状

(1) 公園数と面積

本市の公園は、都市公園と類似施設を合わせて合計 428 箇所（面積：約 254.59ha）存在し、そのうち、都市公園が 410 箇所（面積：約 125.29ha）、類似施設が 18 箇所（面積：約 129.30ha）となっています。

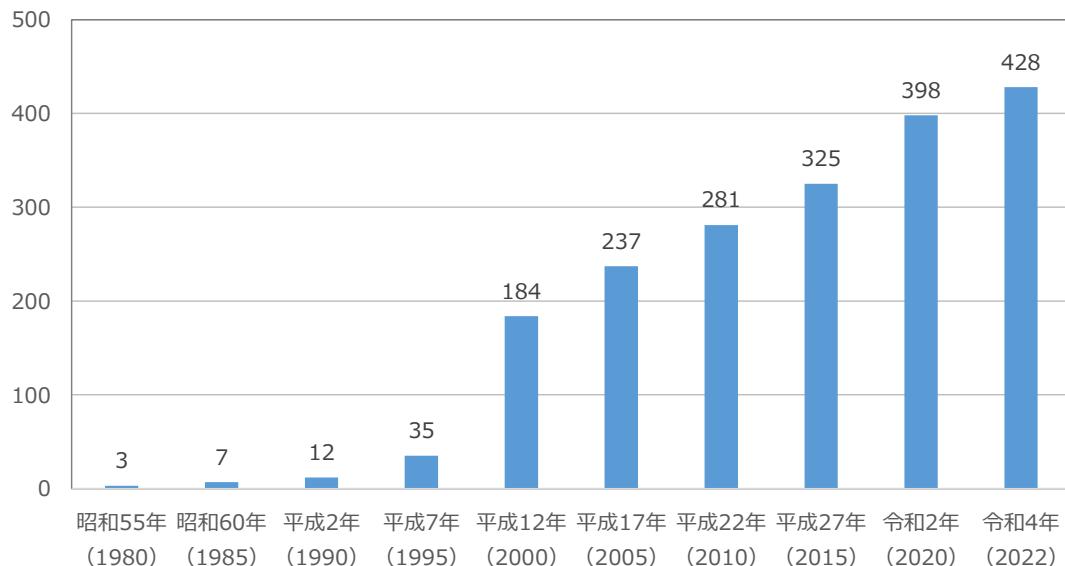
公園数は、民間開発の進展に伴い年々増加しており、近年では平成 22（2010）年から令和2（2020）までの 10 年間で約 1.4 倍に増加しています。

表 市内の公園数と面積

総数		都市公園												類似施設	
		街区公園		近隣公園		総合公園		運動公園		都市緑地		計			
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
428	254.59	392	33.03	8	17.59	3	54.08	1	19.81	6	0.78	410	125.29	18	129.3

出典：統計でみる東広島 2022、東広島市公園台帳

[箇所]



出典：東広島市公園台帳

図 公園数の推移

第3章 東広島市の現状と課題

地区別の公園数は、西条地区が最も多く、市内の公園数の約4割（172箇所）を占めています。次いで、八本松地区が約2割（89箇所）、高屋地区が約2割（84箇所）となっており、西条・八本松・高屋の3地区において、市内の公園数の約8割を占めています。一方、市内には、街区公園や近隣公園が未整備の地区もあり、地区によって公園数に偏りがあります。

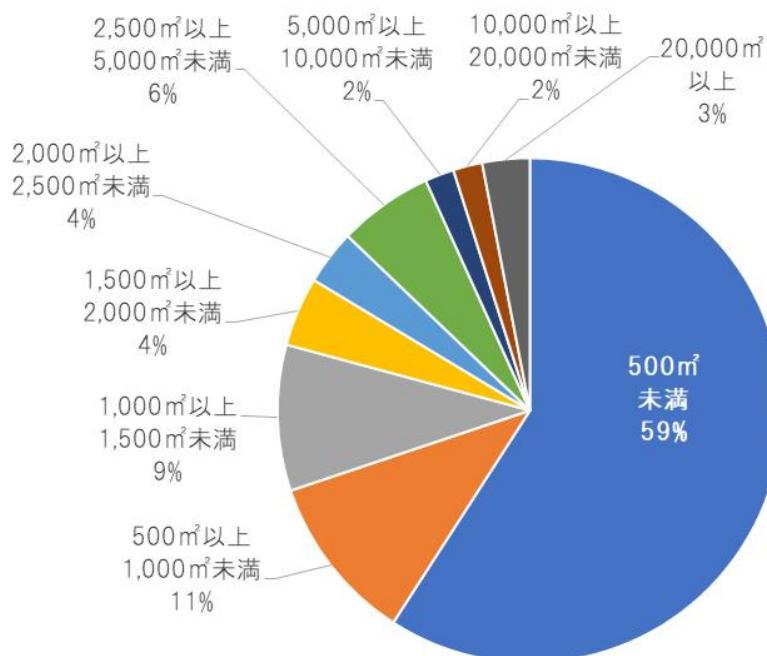
公園の面積は、500m²未満の公園が約6割を占めており、民間開発により設置される小規模な公園が多い状況にあります。

表 地区別の公園数と面積

(上段：箇所 下段：面積m²)

	西条地区	八本松地区	志和地区	高屋地区	黒瀬地区	福富地区	豊栄地区	河内地区	安芸津地区	計
街区公園	159	87	10	79	36	-	-	12	9	392
	100,908	43,350	16,018	71,190	36,732	-	-	52,639	9,471	330,308
近隣公園	4	1	-	3	-	-	-	-	-	8
	87,913	15,470	-	72,458	-	-	-	-	-	175,841
総合公園	1	1	-	-	1	-	-	-	-	3
	366,000	4,006	-	-	170,777	-	-	-	-	540,783
運動公園	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	198,097	-	-	-	-	-	-	-	-	198,097
都市緑地	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	7,813	-	-	-	-	-	-	-	-	7,813
児童遊園	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	-	-	-	3,300	-	-	-	-	-	3,300
地域公園	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4
	-	-	-	-	-	25,971	-	-	-	25,971
自然公園	1	-	-	-	1	2	1	1	2	8
	900,000	-	-	-	8,670	181,371	42,786	18,182	57,320	1,208,329
農村公園	-	-	-	1	-	-	1	2	-	4
	-	-	-	16,549	-	-	3,737	2,131	-	22,417
親水公園	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	-	-	-	-	-	-	-	32,983	-	32,983
合計	172	89	10	84	38	6	2	16	11	428
	1,660,731	62,826	16,018	163,497	216,179	207,342	46,523	105,935	66,791	2,545,842

出典：東広島市公園台帳

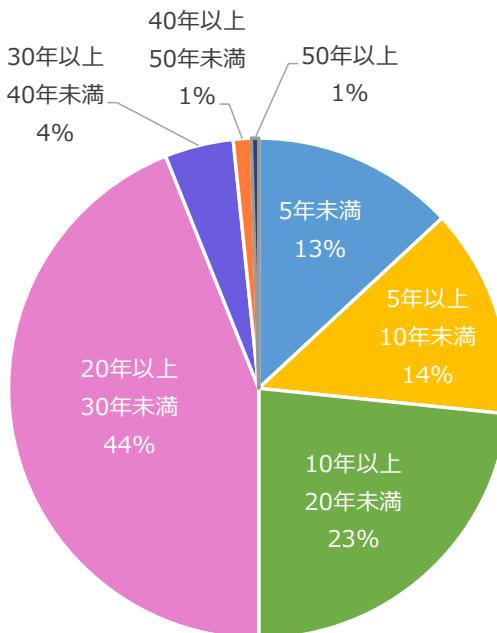


出典：東広島市公園台帳

図 面積別の公園数の割合

(2) 経過年数

経過年数は、20年以上経過している公園が過半数を占めており、10年後には全体の約7割以上の公園が20年以上経過する見込みとなっています。



出典：東広島市公園台帳

図 経過年数の割合

(3) 一人当たりの公園面積

一人当たりの公園面積は、令和2（2020）年人口ベースで、住区基幹公園が $2.6\text{ m}^2/\text{人}$ 、都市公園等で $12.9\text{ m}^2/\text{人}$ となっています。

表 一人当たりの公園面積

地域	人口 (人)	住区基幹公園 (街区公園及び近隣公園)		都市公園等 (学校グラウンド等を除く)	
		既存公園面積 (m^2)	一人当たり 公園面積 ($\text{m}^2/\text{人}$)	既存公園面積 (m^2)	一人当たり 公園面積 ($\text{m}^2/\text{人}$)
西条	88,517	188,821	2.1	1,660,731	18.8
八本松	29,243	58,820	2.0	62,826	2.1
志和	6,148	16,018	2.6	16,018	2.6
高屋	30,194	143,648	4.8	163,497	5.4
黒瀬	23,255	36,732	1.6	216,179	9.3
福富	2,171	0	0.0	207,342	95.5
豊栄	2,811	0	0.0	46,523	16.6
河内	5,496	52,639	9.6	105,935	19.3
安芸津	8,773	9,471	1.1	66,791	7.6
計	196,608	506,149	2.6	2,545,842	12.9

※都市公園等には、市民グラウンドやコミュニティスポーツ広場、多目的広場、小中学校のグラウンドなどは含まれない。

出典：東広島市公園台帳、国勢調査（令和2年）

(4) 配置状況

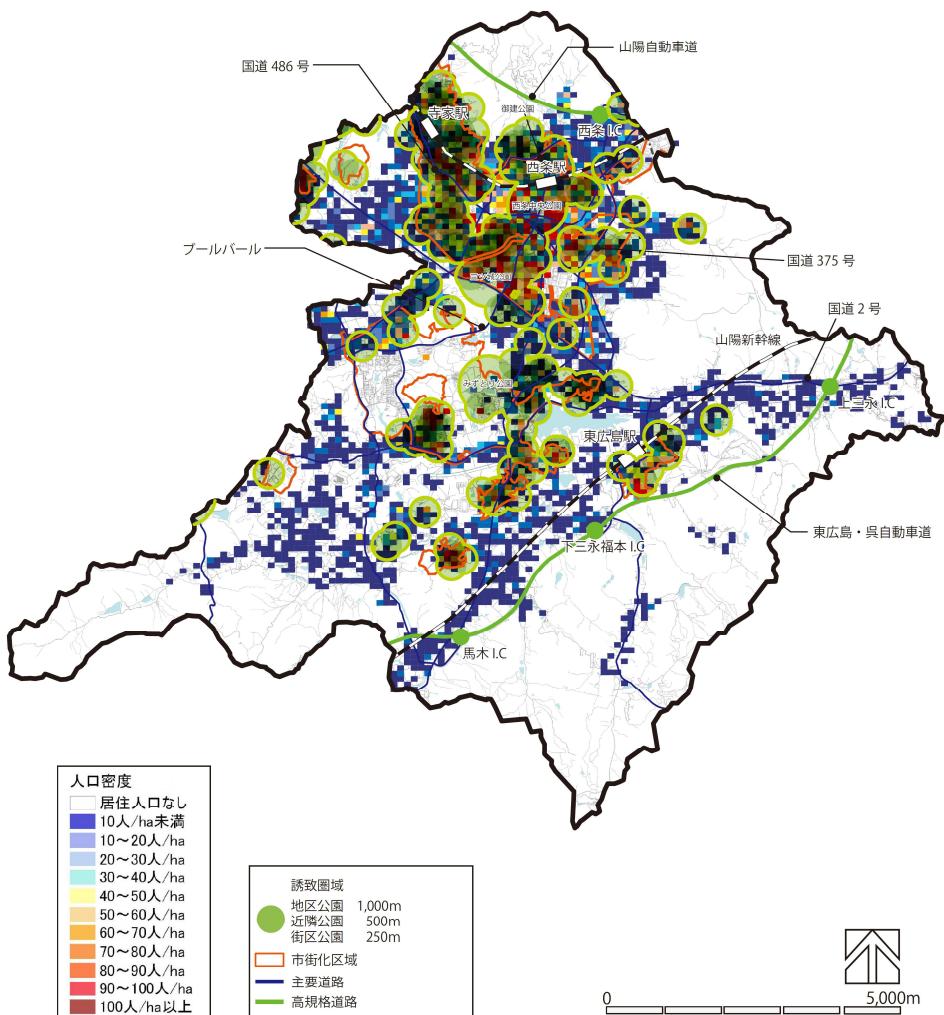
公園の人口カバー率は、令和3（2021）年人口ベースで約5割となっており、居住人口の多い地域に概ね公園が配置されている状況にあります。ただし、居住人口が一定数あるにも関わらず公園が不足している地域や居住人口が少ないにも関わらず公園が配置されている地域も見受けられます。

表 人口カバー率

項目	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
各地区全体面積 (km ²)	94.82	55.49	70.92	67.22	63.84	60.71	72.56	84.68	65.08	635.32
人口 (人)	80,673	29,467	6,474	30,275	22,168	2,288	3,061	5,482	9,081	188,969
公園誘致圏内人口 (人)	46,375	16,951	788	19,067	8,820	502	315	1,285	2,723	96,826
人口カバー率 (%)	57.5	57.5	12.2	63.0	39.8	21.9	10.3	23.4	30.0	51.2

※公園誘致圏：街区公園：250m、近隣公園：500m、地区公園：1km

出典：統計でみる東広島 2022



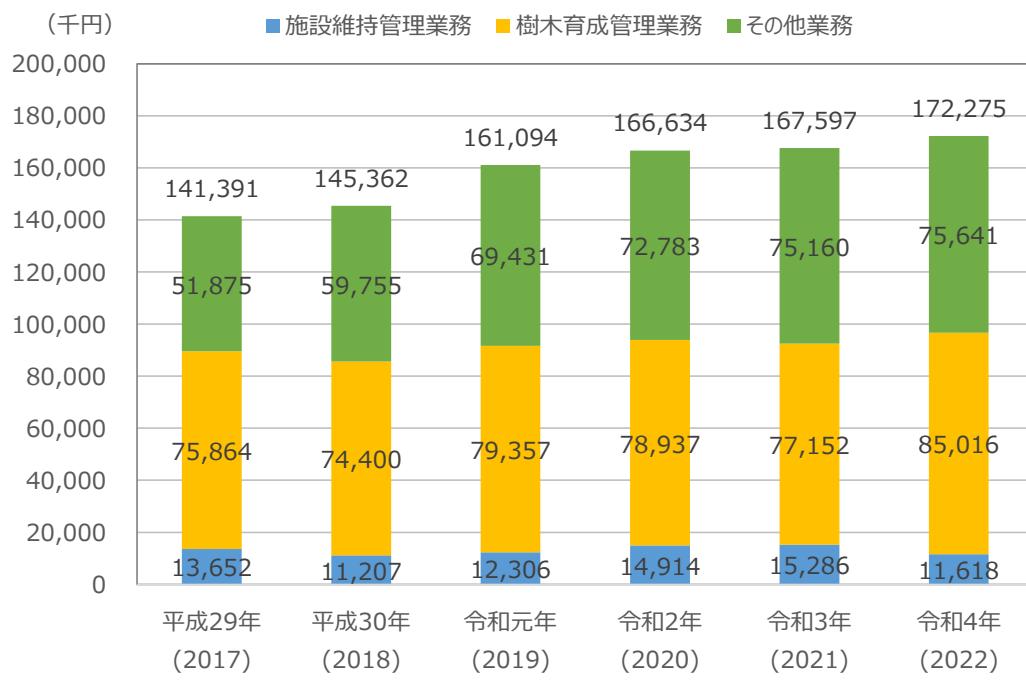
出典：東広島市公園台帳

図 公園誘致圏域図 × 現況人口（例：西条地区）

(5) 維持管理

公園の維持管理費は、公園数の増加と併せて増加傾向にあります。

公園の維持管理業務は、主に施設維持管理業務、樹木育成管理業務、その他維持管理業務の3つに分類されますが、概ね全体的に増加傾向にあります。



出典：東広島市資料

図 維持管理費の推移

3 都市公園等の充足状況

(1) 地区別の特徴

都市公園等における地区別の充足状況及び配置バランスなどの特徴は、次のとおりです。

表 地域別の都市公園等の充足状況や配置等の特徴

地 区	都市公園等の充足状況や配置などの特徴
西条地区	<ul style="list-style-type: none"> 一定数の公園整備は進んでいますが、民間開発で設置された小規模な公園が多く密集している傾向にあります。 地区内の居住人口が多いため、公園が充足しているエリアと公園が不足しているエリアが半々の状況です。 東広島駅周辺は、都市緑地が複数整備されているため、過密となっています。
八本松地区	<ul style="list-style-type: none"> 一定数の公園整備は進んでいますが、民間開発で設置された小規模な公園が多く密集している傾向にあります。 小規模な公園の密集により、居住誘導区域内における公園誘致面積割合は充足していますが、地区内の居住人口が多いため、一人当たりの公園面積が不足している箇所が多く見受けられます。
高屋地区	<ul style="list-style-type: none"> 住宅団地の整備により設置された公園が多いため、バランスよく公園が配置されており、全体的に公園は充足している状況にあります。 地区の中央部に近隣公園（胡麻近隣公園）が整備されているため、近隣公園の周辺エリアでは公園過密となっている箇所も見受けられます。 西高屋駅と白市駅周辺は、公園が不足している箇所が見受けられます。
黒瀬地区	<ul style="list-style-type: none"> 住宅団地の整備により設置された公園が多いため、バランスよく公園が配置されており、地区の大半が充足している状況にあります。
河内地区	<ul style="list-style-type: none"> 入野駅南東側（入野中山台）は、大規模な住宅団地の整備に伴い、バランスよく公園が配置されており、全体的に公園は充足している状況にあります。 河内駅周辺は、公園数が少なく、不足している状況にあります。
安芸津地区	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内の公園空白地が多く、全体的に公園が不足しています。 東部の地区には一定数の公園整備が進んでいるエリアもありますが、安芸津中学校の北側周辺や風早駅周辺に住区基幹公園が不足している状況にあります。

(2) 地区別の充足状況の評価

1 評価方法

①区分設定

- ・東広島市立地適正化計画における居住誘導区域を、都市公園の配置基準(住区レベル(1近隣住区))を基に「1km×1kmの正方形(メッシュ)」で区分します。
- ・メッシュを設定した際の居住誘導区域のはみだし箇所について、メッシュ内人口が少ない箇所や居住誘導区域面積が小さい箇所は、周辺の土地利用状況等を踏ました上で、近隣メッシュと同じ圏域として評価します。

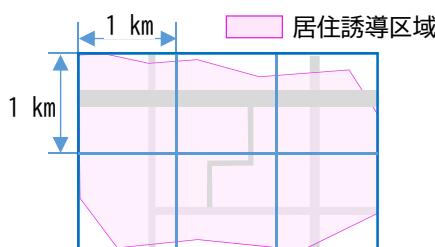


図 メッシュ区分のイメージ

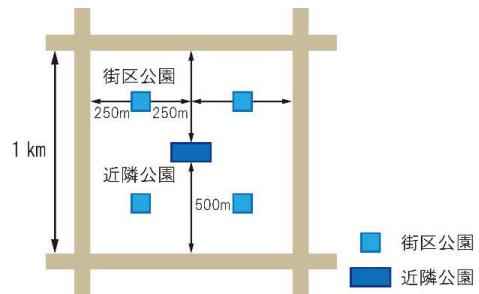


図 都市公園の配置基準(住区レベル)

②評価指標

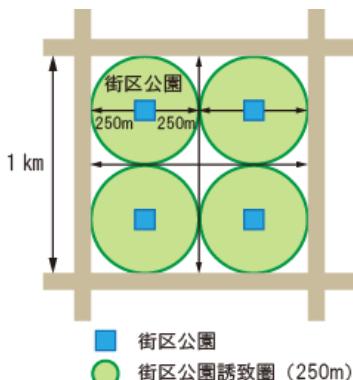
- ・上記で設定したメッシュ区分ごとに、次の評価指標により充足状況を評価します。

表 充足状況の評価指標及び算出方法

指標	算出方法	充足基準
①一人当たりの公園面積	$1\text{ km メッシュに係る誘致圏の対象公園の合計面積} \div 1\text{ km メッシュ内人口 (令和3年人口)}$	$4\text{ m}^2/\text{人以上}^{*1}$
②居住誘導区域内における公園誘致圏面積割合	$\text{居住誘導区域内の公園誘致圏面積} \div \text{居住誘導区域面積}$	75%以上 ^{*2}

*1：住区基幹公園の一人当たりの公園面積目標基準 = $4\text{ m}^2/\text{人}$

*2：都市公園の配置基準を基に、4つの公園を配置した場合の誘致圏面積割合を設定



- ・1km メッシュ面積 = $1,000\text{m} \times 1,000\text{m} = 1,000,000\text{ m}^2$ (100ha)
- ・公園誘致圏面積 = $\pi r^2 = \pi \times 250\text{m} \times 250\text{m} \times 4 = 785,000\text{ m}^2$
- ・公園誘致圏の面積割合基準 = $785,000\text{ m}^2 \div 1,000,000\text{ m}^2 = 78.5\%$
- 上記を踏まえ、居住誘導区域内の公園誘致圏面積の割合の充足基準を 75%以上と設定する。

※本来、近隣公園は1km メッシュ内に1箇所配置することが望ましいとされているが、本計画では加味しない。

③充足状況の評価分類

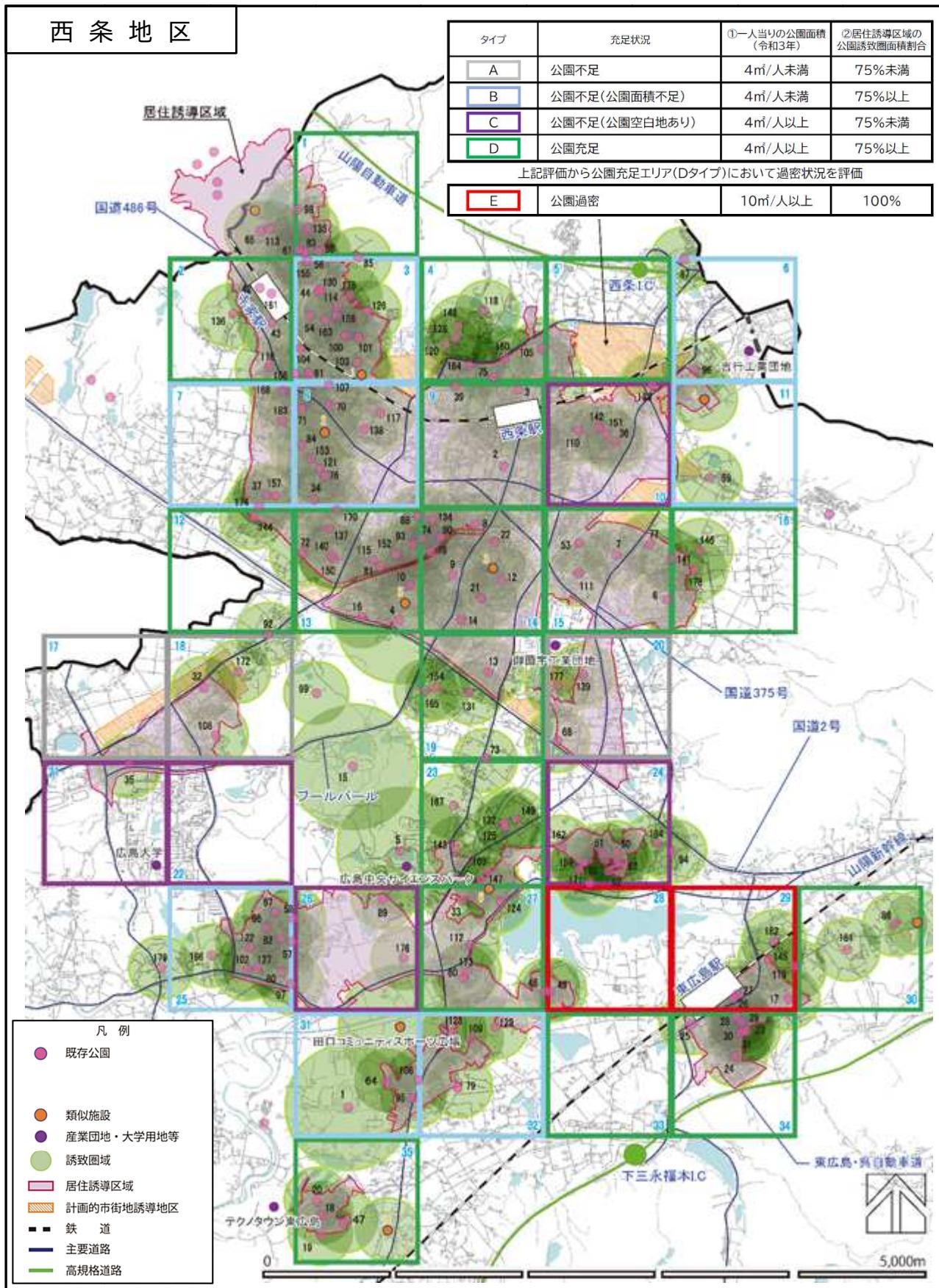
- ・充足状況の評価指標に基づき、次のとおり充足状況を5つのタイプに分類して評価します。

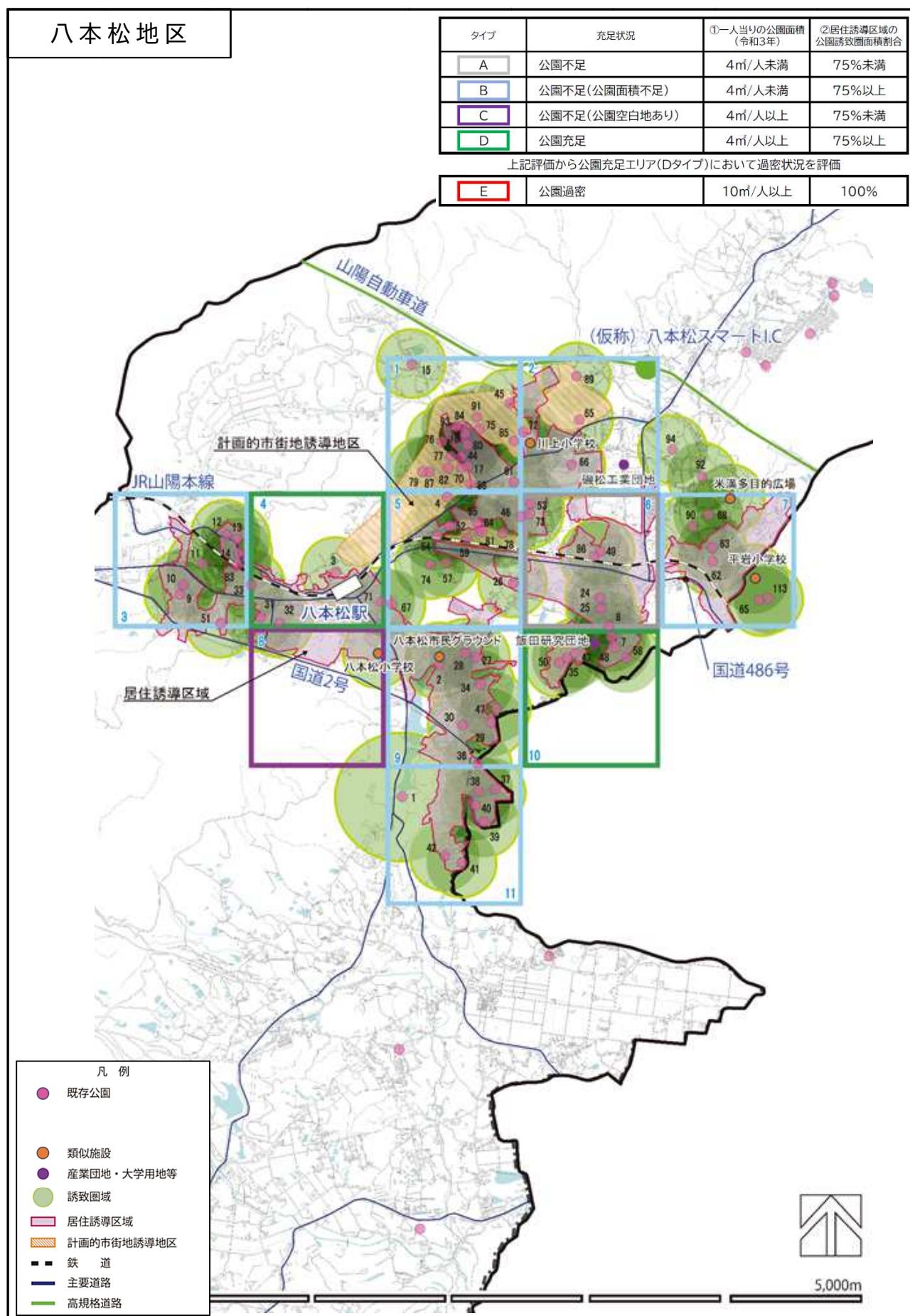
表 充足状況の評価分類

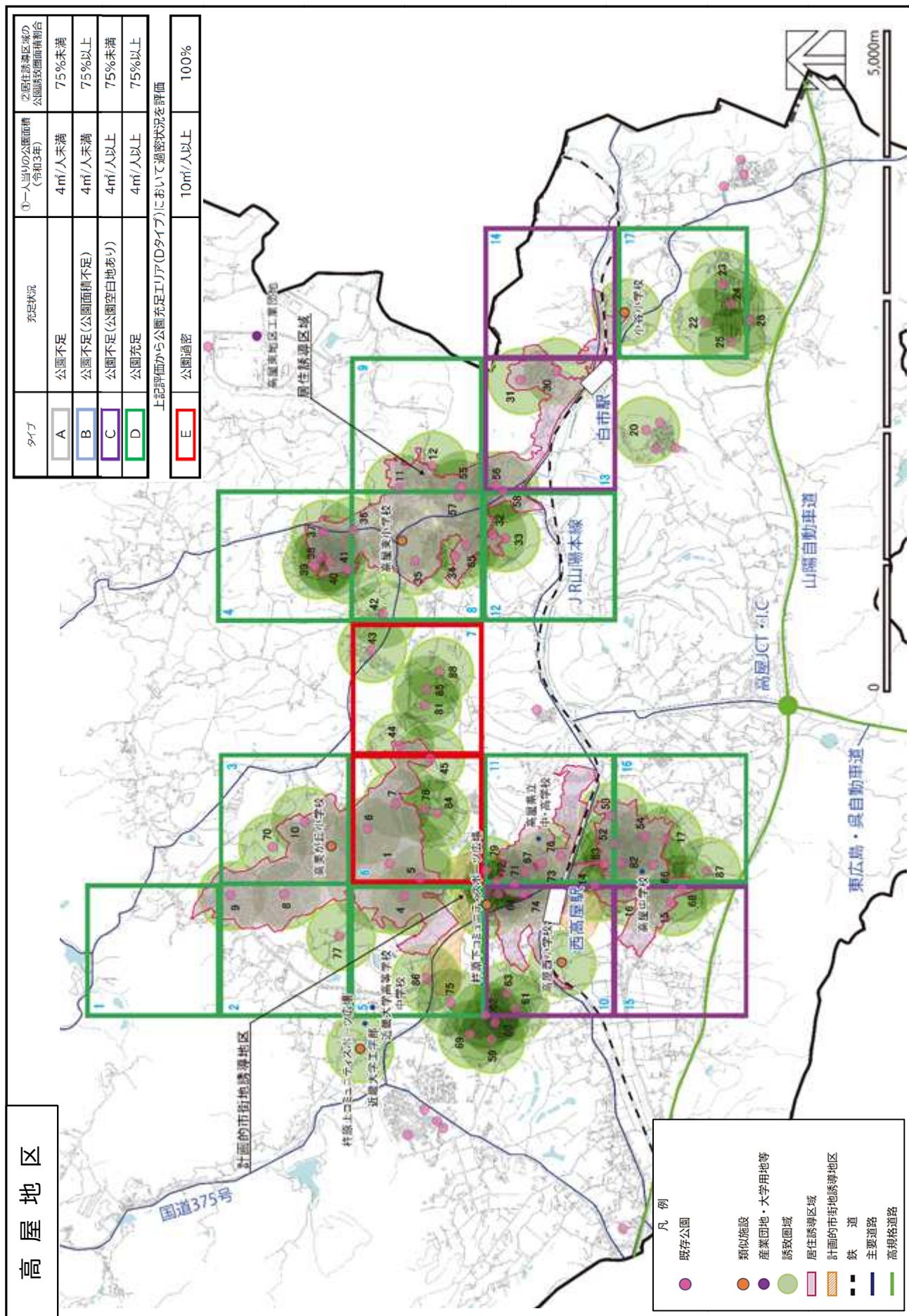
タイプ	充足状況	① 一人当たりの公園面積	② 居住誘導区域内における 公園誘致圏の面積割合
A	公園不足	4m ² /人未満	75%未満
B	公園不足（公園面積不足）	4m ² /人未満	75%以上
C	公園不足（公園空白地あり）	4m ² /人以上	75%未満
D	公園充足	4m ² /人以上	75%以上
E	公園過密	10m ² /人以上 ※	100%

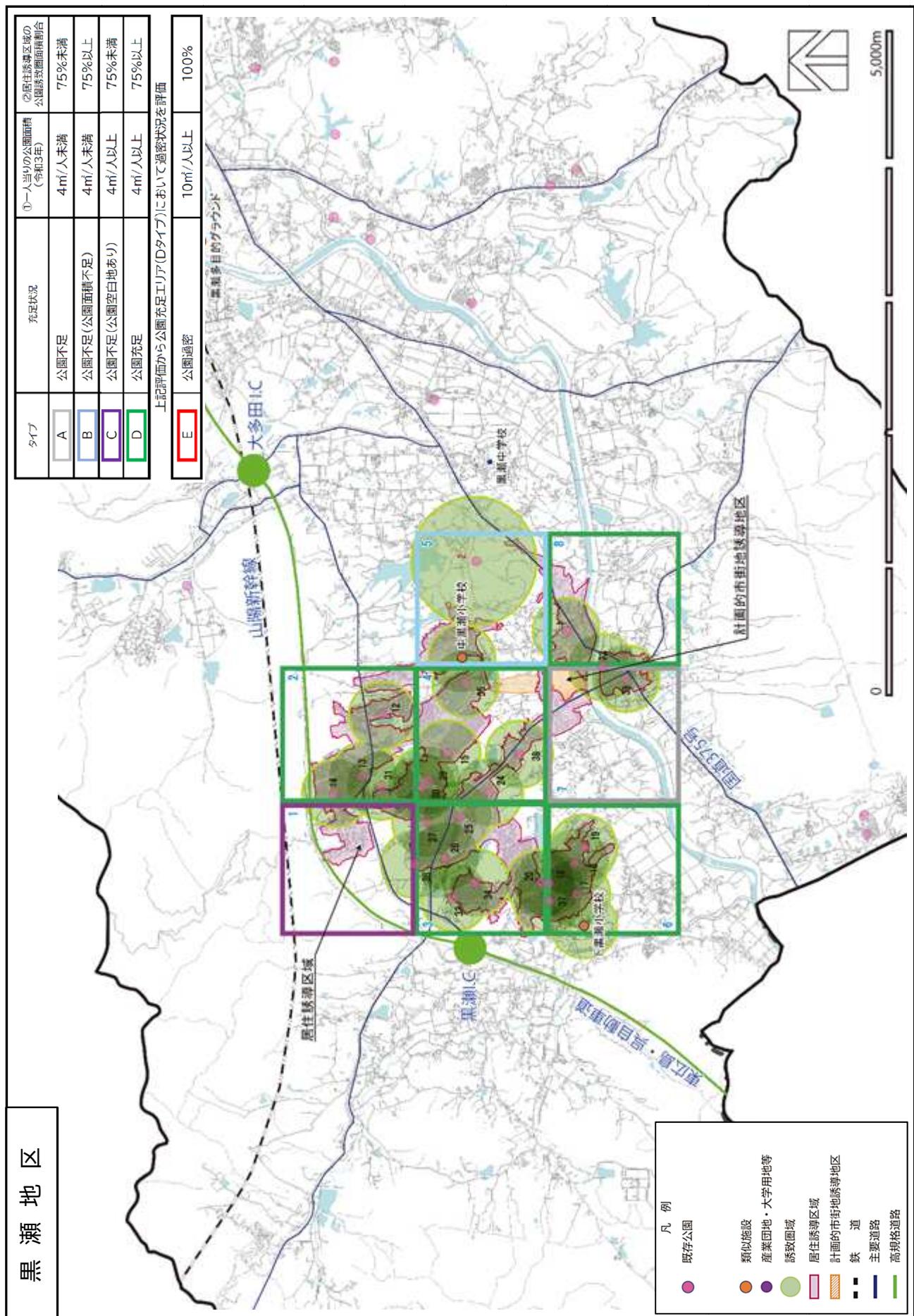
※都市公園法施行令第1条の2において、都市公園の敷地面積の標準を10m²/人以上と規定しているため、過密状況の基準として設定

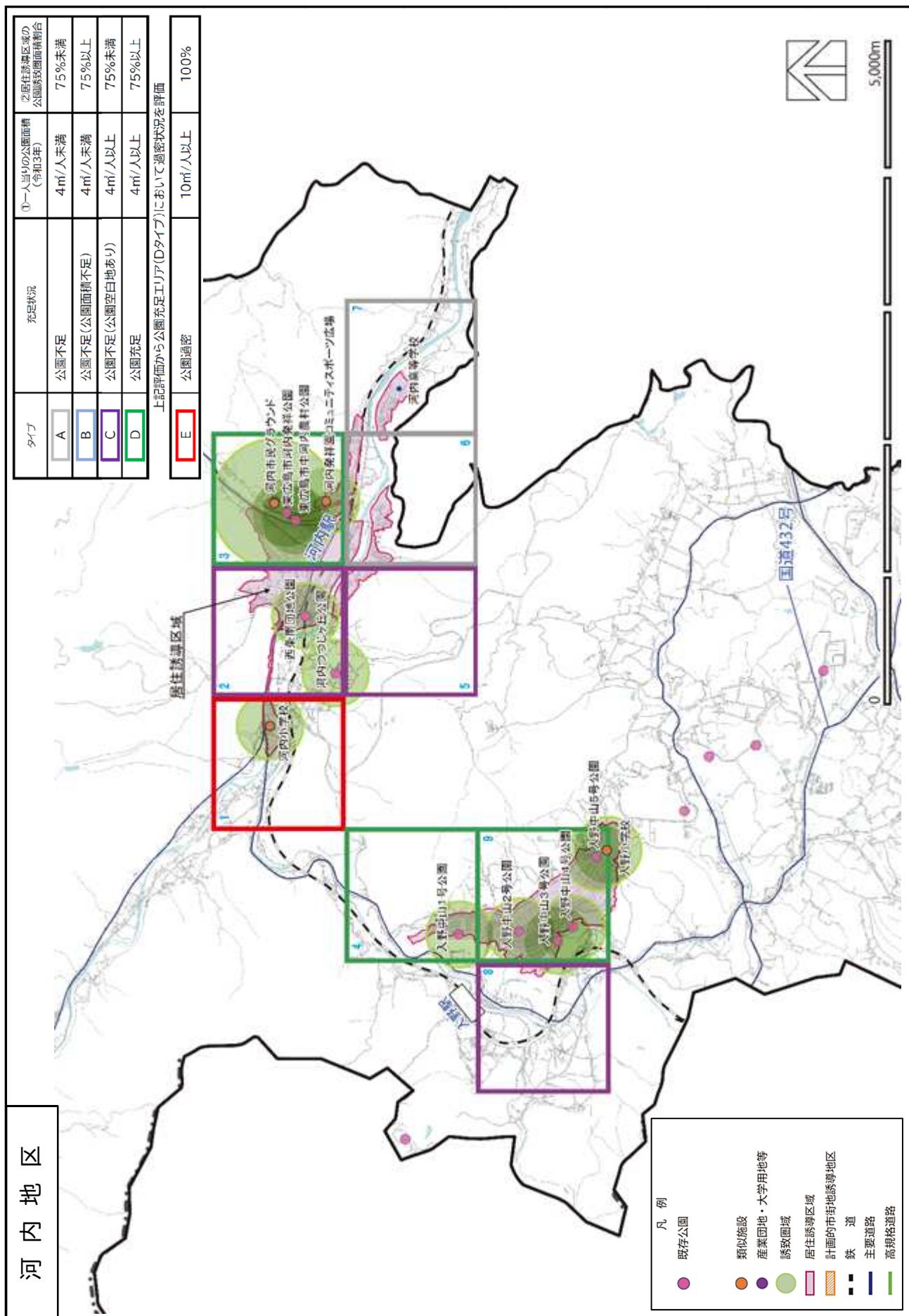
2 地区別の充足状況の評価結果

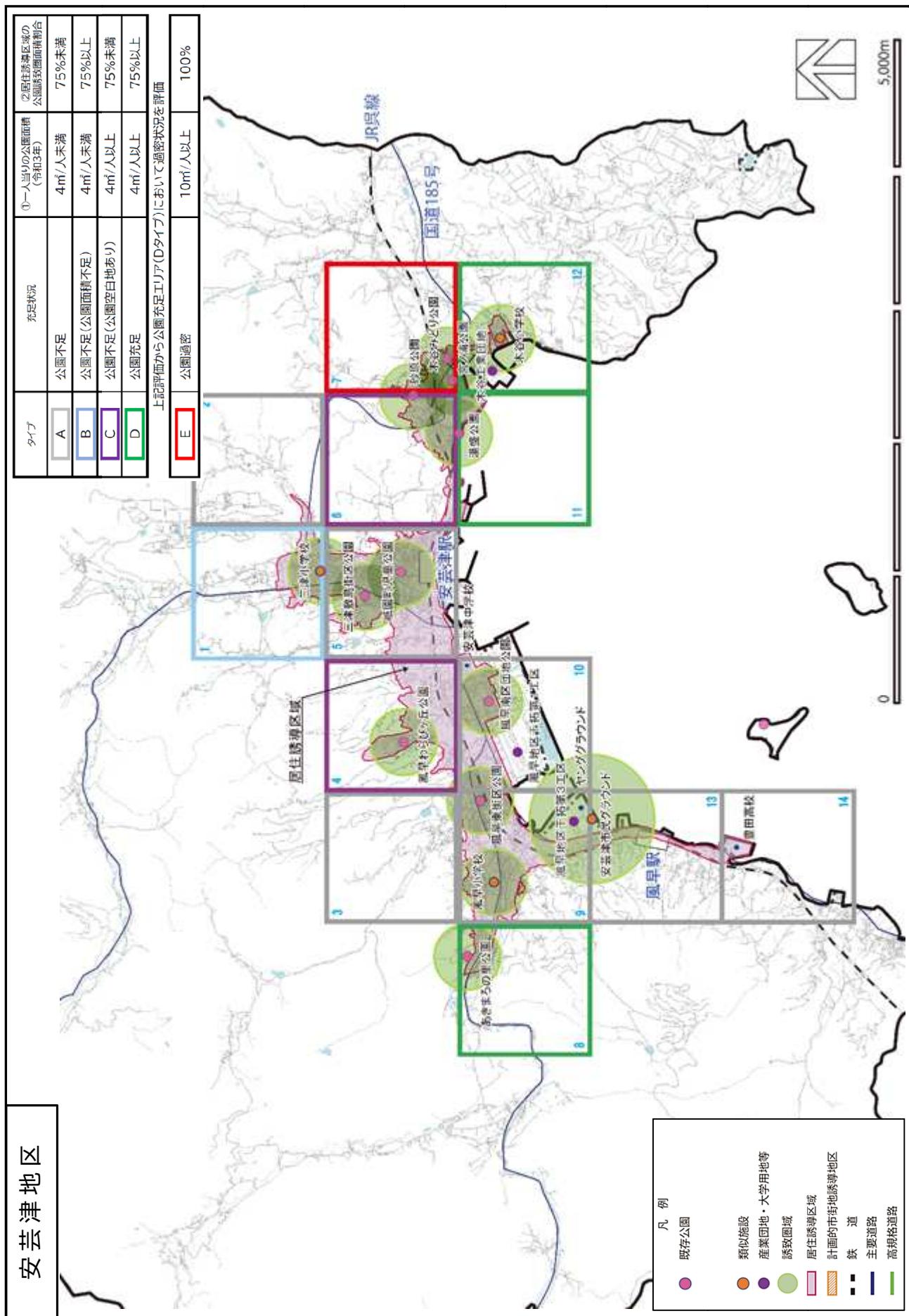








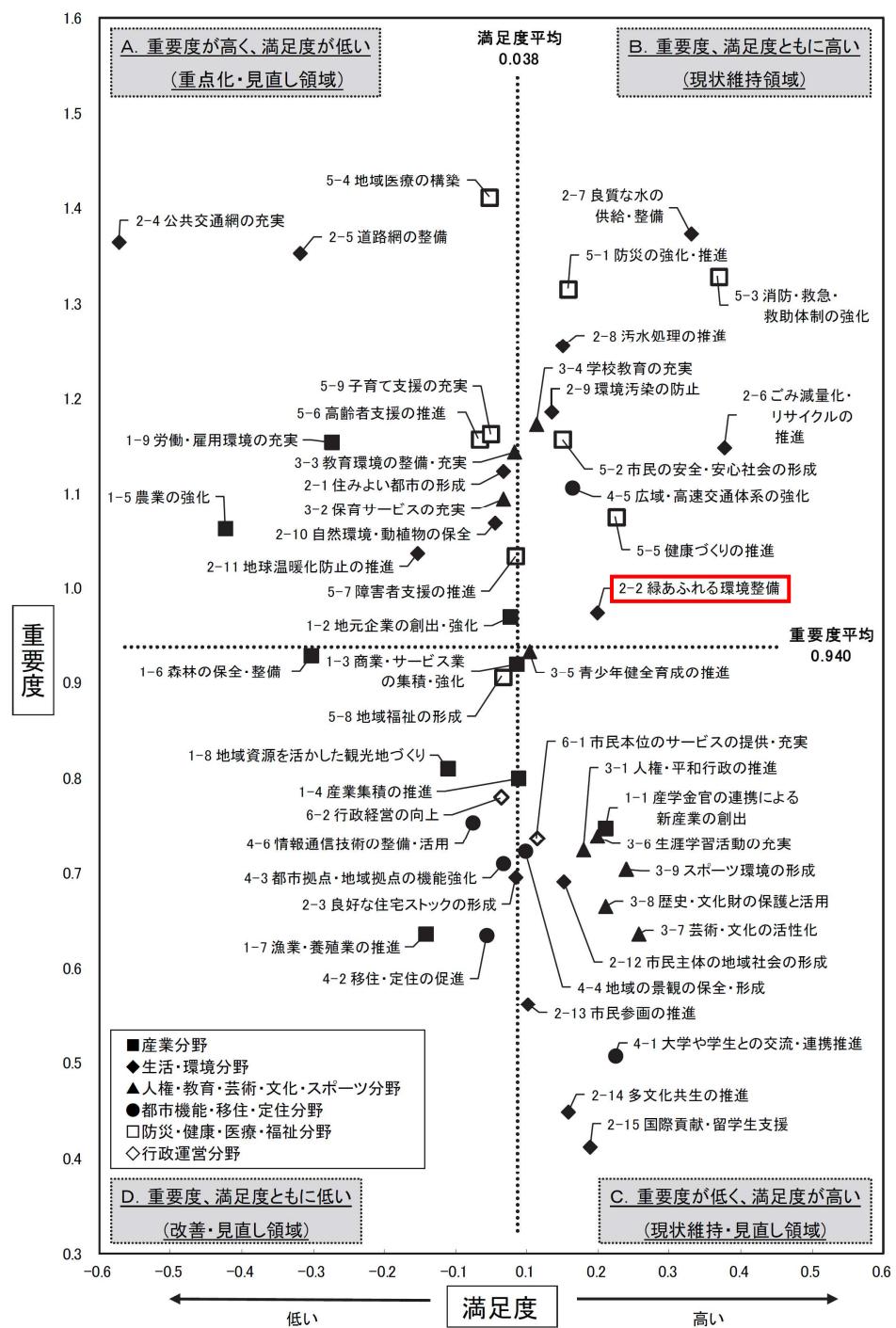




4 公園に関する市民意識

(1) 市民満足度調査

公園に関する市民意識として、「緑あふれる環境整備（安全で快適な公園、緑地空間の整備など）」は、重要度と満足度の両方が高くなっています。現時点での満足度の水準以上を維持していく必要性がうかがえます。



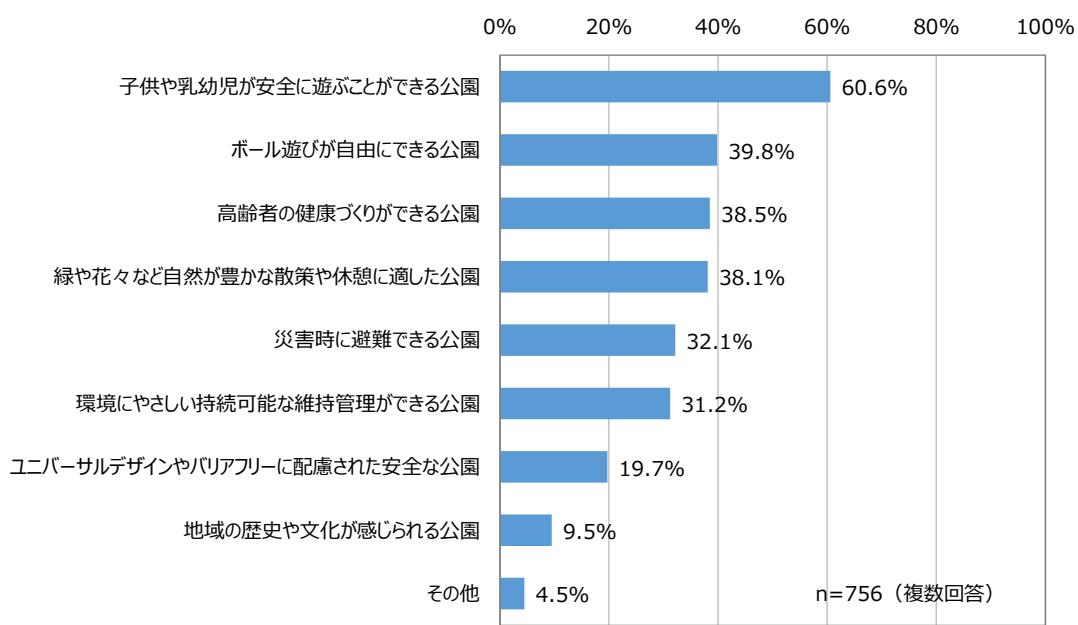
出典：東広島市市民満足度調査（R6年度）

図 施策に対する満足度と重要度の相関図

(2) アンケート調査（公園に対する要望・将来の在り方など）

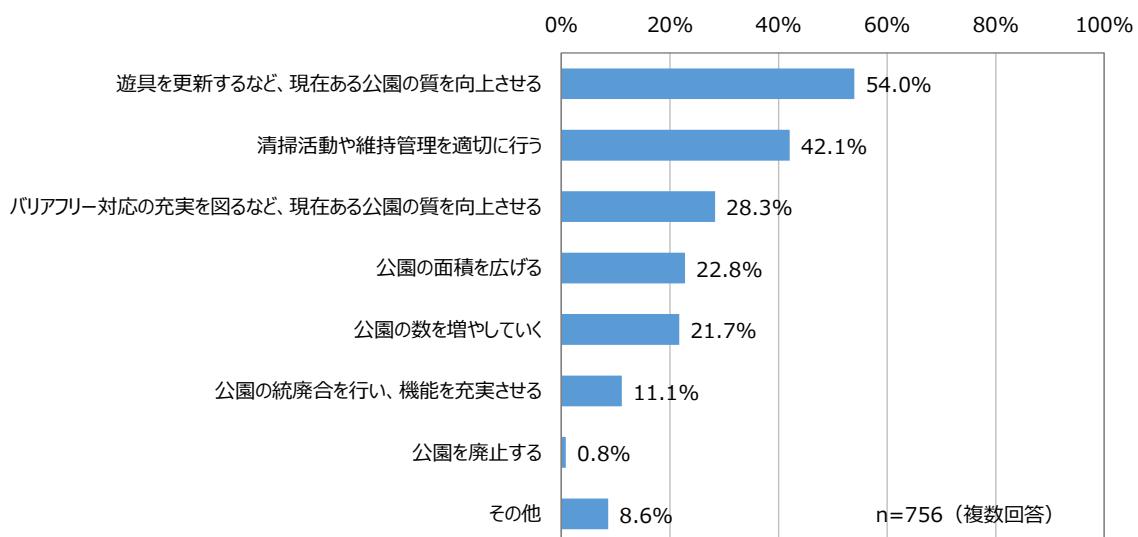
市民が望む公園としては、「子供や乳幼児が安全に遊ぶことができる公園」や「高齢者の健康づくりができる公園」が高くなっています。子供から高齢者までの多様な人が利用できる公園が望まれていると考えられます。

また、将来の公園の在り方として公園に期待することや望むこととしては、「遊具を更新するなど、現在ある公園の質を向上させる」や「清掃活動や維持管理を適切に行う」が高くなっています。適切な維持管理・更新による既存の公園の魅力の向上などが望まれていると考えられます。



出典：東広島市「身近な公園に関するアンケート調査（R6.5）」

図 市民が望む公園



出典：東広島市「身近な公園に関するアンケート調査（R6.5）」

図 将来の公園の在り方（期待すること、望むこと）

5 本市の公園に関する課題

本市の公園の現況、総合計画が目指す将来都市像及び公園を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、次のとおり「本市の公園に関する課題」を整理します。

(1) 公園の適正配置

本市の住区基幹公園（街区公園・近隣公園）は、西条・八本松・高屋地区に全体の約8割が集中している一方、公園がほとんど設置されていない地区もあり、公園の配置に偏りが生じています。

また、公園は、人口の多いエリアに多く配置される傾向がありますが、一定の人口があるにもかかわらず公園が設置されていない公園空白エリアも存在します。

そのため、公園の配置状況や将来的な人口分布などの多角的な視点から、公園配置の適正化を推進する必要があります。

(2) 公園の再編、規模の適正化

本市の公園は、面積が500m²未満の小規模公園が約6割を占めており、街区公園の標準面積である2,500m²に満たない公園が全体の約9割となっており、今後も増加することが見込まれます。このような小規模な公園は、設置可能な施設や遊具、利用方法が限られるほか、避難場所や延焼防止などの公園機能を十分に発揮できない問題もあります。

そのため、本来の公園機能を十分に発揮できるよう、公園設置基準の見直しを含め、公園の再編や規模の適正化を推進する必要があります。

(3) 施設の長寿命化及び機能強化

本市の公園は、設置から20年以上が経過する公園が過半数を占めており、今後、さらに老朽化対策が必要な公園が増加することが見込まれています。このような中、本市では、令和3年度に公園施設長寿命化計画を策定し、事後保全から予防保全への転換を進めていますが、対象施設は全体の約4割に過ぎない状況にあります。

そのため、安全・安心の確保や維持管理に係るコストの縮減などに向けて、公園施設長寿命化計画と併せて、当該計画対象外（面積が2ha未満または遊戯施設が未設置）の公園についても、施設の利用状況や必要性を踏まえ、計画的な修繕・更新により長寿命化及び機能強化を図る必要があります。

(4) 市民ニーズへの対応

公園に関する市民の意向として、「緑あふれる環境整備（安全で快適な公園、緑地空間の整備など）」に関する施策は、重要度・満足度ともに高い状況にあります。このような中、将来的に市民が望む公園としては、子供から高齢者までの多様な人が利用できる公園のニーズが高くなっています。将来の公園の在り方としては、適切な維持管理・更新による公園の魅力の向上などが望まれています。

そのため、このようなニーズを的確に把握し、ニーズに応じた取組を推進する必要があります。

(5) 市民参画、官民連携

本市の公園業務は、公園整備のほか、遊具や施設の点検、点検で発見された不具合の補修や更新、清掃、樹木の剪定や草刈り、植栽の手入れなどの多くの業務があります。一方、厳しい財政状況や技術者の不足、維持管理費の増加などにより、人手と予算が追いつかない状況にあります。

そのため、公園の管理・運営に当たっては、財政負担の軽減、民間のノウハウを活用したサービスの向上及び多様化するニーズへの対応などの実現に向けて、市民参画や民間活力の導入（指定管理者制度や Park-PFI など）を推進する必要があります。

第4章 公園整備・管理の基本方針

1 基本方針

本計画では、本市の公園に係る課題を解決するとともに、上位計画・関連計画が目指す姿の実現に向けて、次のとおり3つの基本方針を定めます。

- 1 公園の適正配置を考慮した身近な公園の整備**
- 2 多様なニーズに配慮した公園リノベーション**
- 3 多様な主体と連携した持続可能な維持管理・運営**

2 施策の展開方針

～基本方針1～

公園の適正配置を考慮した身近な公園の整備

(1) 公園不足地域における公園整備

現在の公園配置状況を踏まえるとともに、将来の人口動向や都市化を見据えながら、公園が不足している地域において優先的に公園を整備し、地区ごとの公園配置バランスを是正します。特に、人口増加が見込まれるエリアや、これまで公園が十分に整備されてこなかった地域において、市民が身近に縁や憩いの場を享受できるよう、計画的な公園整備を推進します。

(2) 公園の機能再編

地域の実情や地域住民のニーズに応じた公園の提供に向けて、既存公園の機能再編を進めます。なお、本市では、公園の集約や統合は困難であるため、公園ごとの特性や立地条件を踏まえた機能分担を軸とした再編を基本とし、公園ごとの強みを活かした役割を設定したうえで、類似機能の重複を避けながら、多様な利用者のニーズに対応した機能再編を推進します。

(3) 防災機能を備えた公園の整備

地理的状況や災害リスク、人口分布、公園の配置状況などを総合的に踏まえ、災害時の避難場所や延焼防止、災害応急対策などの防災拠点として機能する公園整備を推進します。併せて、調整池などの治水機能を備えた公園の整備も検討することで、防災・減災に資する公園づくりを推進します。

（4）新規公園設置基準の見直しの検討

将来の人口動向や都市化に応じた公園の設置、社会情勢の変化などに対応できる持続可能な公園の整備・管理に向けて、公園設置基準の見直しを検討します。なお、基準の見直しに当たっては、民間開発により設置される小規模な公園について、地域の特性や公園の配置状況などから、地域のニーズに応じた公園となるよう基準の見直しの検討を行います。

～基本方針2～

多様なニーズに配慮した公園リノベーション

（1）ユニバーサルデザインの推進

障がい者や高齢者、子ども連れの家族など、多様な利用者の幅広いニーズに対応し、誰もが使いやすく、安全・安心な公園づくりに向けて、インクルーシブデザインを取り入れた施設の導入など、ユニバーサルデザインに配慮した整備・機能更新を推進します。

（2）利用ルールの見直し

地域住民が地域に実情に応じた利用しやすい公園となるよう、地域住民の意向を踏まえた公園の利用ルールの設定・見直しを推進します。なお、ルールの設定・見直しに当たっては、アンケートやワークショップなどにより、地域住民の意向を積極的に取り入れるよう努めます。

（3）地域共生社会の実現

住民の交流や支え合いを促進するとともに、多様な世代や文化が交流できる空間の創出に向けて、地域特性に応じた小規模な改修や機能改善など、利用者にとって魅力的で使いやすい公園へのリノベーションを検討します。

（4）公園機能のアップデート

公園が、防災機能の強化や景観の向上、緑化の推進などの様々な役割を担うほか、地域社会にとって重要な拠点となるよう、公園機能の向上に資する整備を推進します。

～基本方針3～

多様な主体と連携した持続可能な維持管理・運営

（1）予防保全の強化

既存の公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進む公園施設に対して計画的な修繕を実施し、事後保全から予防保全への転換を推進します。また、公園施設長寿命化計画の対象外の公園においても、定期点検により劣化の兆候を早期に発見し、必要な対策を迅速に行うことで、効率的かつ効果的な維持管理を推進します。

（2）市民や企業の参画促進

公園里親制度やボランティア活動などを通じて、地域住民や企業などが公園の施設管理や美化活動に参加することで、自分のまちは自分できれいにするという地域への帰属意識や愛着心の向上に資する仕組みづくりを構築します。

（3）官民連携の強化

多様なニーズに対応し、効率的な公園運営と質の高いサービスの提供に向けて、Park-PFI や指定管理者制度などの民間活力の導入により、民間のノウハウや資金を活かした魅力的な公園づくりを推進します。また、地場企業や地域団体との連携を強化することで、地域に根ざした継続的な運営体制を確立し、公園の利便性や持続可能性を高め、地域共生社会の拠点としての役割を強化します。

（4）公園 DX の推進

センサーヤドローンを活用した設備点検、AI を用いた利用状況の分析など、最新のデジタル技術やデータ分析を活用し、公園の維持管理の効率化を図ることで、維持管理に係るトータルコストの縮減や管理・運営の最適化を検討します。また、利便性の高い公園づくりに向けて、デジタル技術を活用した意見や要望の収取などにより、市民参加型の公園運営を推進します。

第5章 公園整備計画

公園整備に充てられる財源は限られており、全ての取組を早期に着手・完了することは困難です。また、今後は老朽化が進む公園施設の管理・更新などの負担も増加する見込みのため、今まで以上に厳しい状況が続くものと予測されます。

そのため、第4章で示す公園整備・管理の基本方針に基づき、計画的な事業展開を推進します。

1 短期整備計画

(1) 対象エリア

短期的な整備は、公園の現状や充足状況、将来的な利用や維持管理などを踏まえ、次のエリアを対象として整備を推進します。

- ①充足状況の評価にて不足評価となったエリアや将来的な市街化拡大が見込まれるエリア
⇒充足状況の評価におけるA～Cの評価エリア、計画的市街地誘導地区周辺のエリア
- ②上位計画や関連計画により計画的な市街地形成などが位置付けられているエリア
⇒都市拠点、特定機能拠点、地域拠点、都市機能誘導区域、居住誘導区域、緑化重点地区など

(2) 整備方針

限られた財源の中で計画的かつ効率的・効果的な整備を推進するため、次のとおり整備方針を定めます。

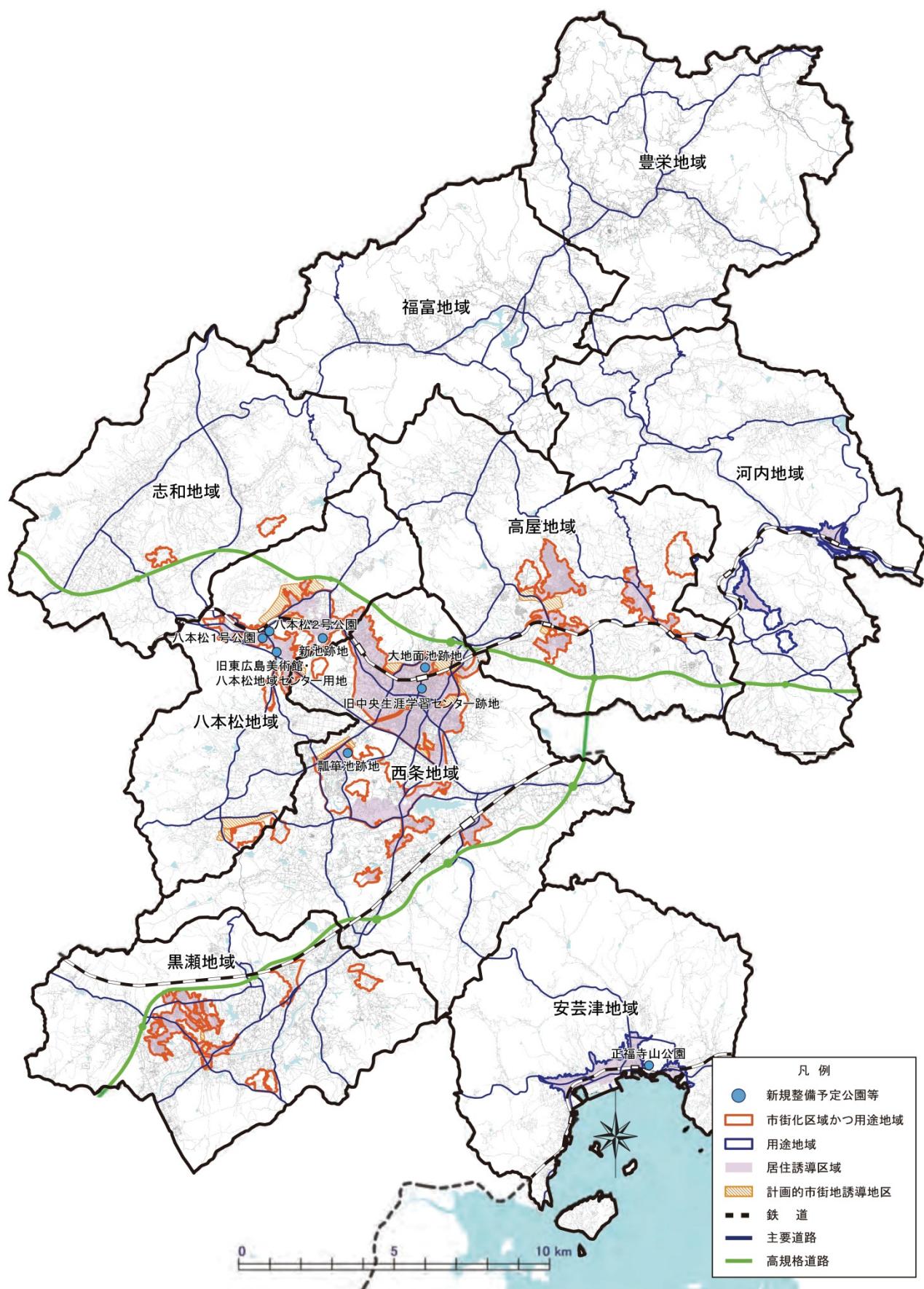
- ①公有地や低未利用地などの活用
⇒公共施設の跡地や空き地、ため池などの有効活用
- ②公共事業やまちづくり関連事業との連携
⇒公共事業や土地区画整理事業、地区計画等と連携し、効率的に公園整備を行う
- ③一部既存公園の都市公園などへの編入

(3) 整備箇所

上記の対象エリアや整備方針を踏まえ、次のとおり短期整備箇所を設定します。

表 短期整備箇所

地区	整備箇所
西条地区	①大地面池跡地、②旧中央生涯学習センター跡地（大屋根広場） ③瓢箪池跡地
八本松地区	④八本松駅前土地区画整理事業（1・2号街区公園） ⑤新池跡地、⑥七ツ池公園（旧東広島美術館・八本松地域センター用地）
安芸津地区	⑦正福寺山公園



(4) 短期整備箇所の計画概要

① 大地面池跡地

1 整備予定地情報	
所 在 地	西条町西条
面 積	約 0.5 ha
都 市 計 画	区域区分：市街化区域 用途地域：第一種中高層住居専用地域（建蔽率：60%、容積率：200%）
上位計画での位置付け	都市拠点、居住誘導区域
まちづくり関連事業	—
土 地 利 用 状 況	ため池
周辺の土地利用状況	・住宅や農地が混在しています。 ・御建公園（近隣公園）が近接しています。
2 位置図・航空写真	
 <p>《Google マップより引用》</p>	 <p>《Google マップより引用》</p>
3 充足状況の整理	
メッシュ番号	西条 4
メッシュ内人口 (R3)	1,695 人
一人当たりの公園面積	15.5 m ² /人
居住誘導区域内における公園誘致圏内面積割合	96.14%
評 価	D (公園充足)
4 計画概要	
<ul style="list-style-type: none"> 廃止されたため池を類似施設として整備し、有効活用します。 現状公園などは充足している状況ですが、整備予定地東側の計画的市街地誘導地区の将来的な市街化を見据えた上で、整備を検討します。 	

②旧中央生涯学習センター跡地（大屋根広場）

1 整備予定地情報	
所 在 地	西条栄町
面 積	約 0.5 ha
都 市 計 画	区域区分：市街化区域 用途地域：商業地域（建蔽率：80%、容積率：500%）
上位計画での位置付け	都市拠点、都市機能誘導区域、居住誘導区域
まちづくり関連事業	一
土 地 利 用 状 況	駐車場
周辺の土地利用状況	公共施設や商業施設などが多く、中心市街地として整備されています。
2 位置図・航空写真	
	
《Google マップより引用》	
3 充足状況の整理	
メッシュ番号	西条 9
メッシュ内人口 (R3)	5,937 人
一人当たりの公園面積	6.5 m ² /人
居住誘導区域内における公園誘致圏内面積割合	86.16%
評 価	D (公園充足)
4 計画概要	
<ul style="list-style-type: none"> 旧中央生涯学習センター跡地（現駐車場利用）を市民の暮らしを豊かにする多様なコンテンツを実現できる自由度が高い広場として整備し、有効活用します。 跡地及び西条中央公園を一体として、それぞれ必要な機能が効果的に発揮できるよう、再配置も含め、最適な整備方針を検討します。 	

第5章 公園整備計画

③瓢箪池跡地

1 整備予定地情報

所 在 地	西条下見五丁目
面 積	約 0.3 ha
都 市 計 画	区域区分：市街化区域 用途地域：第二種住居地域（建蔽率：60%、容積率：200%）
上位計画での位置付け	特定機能拠点、都市機能誘導区域、居住誘導区域
まちづくり関連事業	下見学生街地区地区計画
土 地 利 用 状 況	ため池
周辺の土地利用状況	住宅や共同住宅、商業地などがあり、学生街として整備されています。

2 位置図・航空写真



《Google マップより引用》



《Google マップより引用》

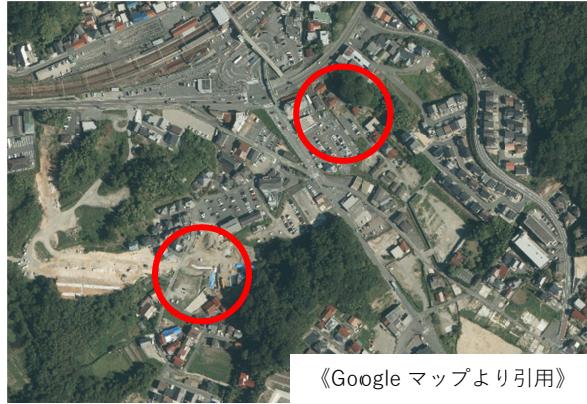
3 充足状況の整理

メッシュ番号	西条 18
メッシュ内人口 (R3)	1,070 人
一人当たりの公園面積	2.4 m ² /人
居住誘導区域内における公園誘致圏内面積割合	71.88%
評 価	A (公園不足)

4 計画概要

- ・廃止されたため池を公園として整備し、有効活用します。
- ・地区計画区域内にて、迫池及び宮の上池も公園として整備を行っています。
- ・活気と魅力ある学生街、及び周辺環境と調和のとれた秩序ある住宅地の形成を目指し、地区内の緑地保全を図るとともに、広場などとして活用します。
- ・ため池の特徴を踏まえた設計条件とし、雨水の貯留や洪水調整機能を持たせます。
- ・「五感で楽しむ公園」をコンセプトとし、インクルーシブ遊具を設置し、全ての子供が遊べる公園を目指します。

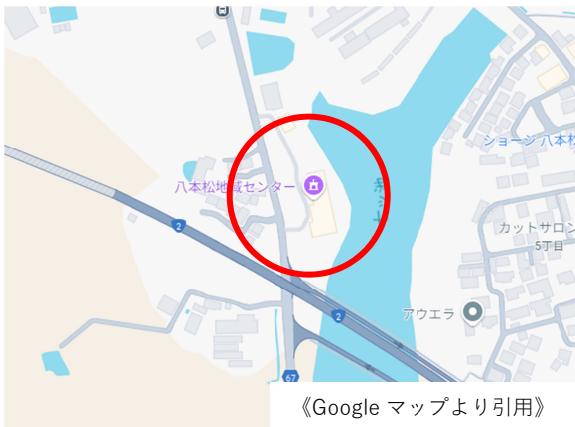
④八本松駅前土地区画整理事業（1・2街区号公園）

1 整備予定地情報	
所在 地	八本松町飯田
面 積	約 0.3ha (二箇所合計)
都 市 計 画	区域区分：市街化区域 用途地域：第一種住居地域（建蔽率：60%、容積率：200%）
上位計画での位置付け	地域拠点、都市機能誘導区域、居住誘導区域、緑化重点地区
まちづくり関連事業	八本松駅前土地区画整理事業
土 地 利 用 状 況	住宅地、農地、林地
周辺の土地利用状況	土地区画整理事業を施行中です。
2 位置図・航空写真	
	
3 充足状況の整理	
メッシュ番号	八本松 4
メッシュ内人口 (R3)	1,081 人
一人当たりの公園面積	5.7 m ² /人
居住誘導区域内における公園誘致圏内面積割合	81.33%
評 価	D (公園充足)
4 計画概要	
<ul style="list-style-type: none"> 八本松駅前土地区画整理事業により公園を 2 箇所整備します。 インクルーシブ遊具を設置することを検討します。 	

⑤新池跡地

1 整備予定地情報	
所在 地	八本松東三丁目
面 積	約 0.1 ha
都 市 計 画	区域区分：市街化区域 用途地域：第一種住居地域（建蔽率：60%、容積率：200%）
上位計画での位置付け	居住誘導区域
まちづくり関連事業	一
土 地 利 用 状 況	ため池
周辺の土地利用状況	周辺は住宅地であり、かつえ坂にこにこ第二公園に隣接しています。
2 位置図・航空写真	
	
3 充足状況の整理	
メッシュ番号	八本松 6
メッシュ内人口 (R3)	2,728 人
一人当たりの公園面積	2.3 m ² /人
居住誘導区域内における公園誘致圏内面積割合	71.25 %
評 価	A (公園不足)
4 計画概要	
<ul style="list-style-type: none"> 廃止されたため池を類似施設として整備し、有効活用します。 ため池の特徴を踏まえた設計条件とし、雨水の貯留や洪水調整機能を持たせます。 	

⑥七ツ池公園（旧東広島美術館・八本松地域センター用地）

1 整備予定地情報	
所在 地	八本松南二丁目
面 積	約 0.7 ha
都 市 計 画	区域区分：市街化区域 用途地域：第一種住居地域（建蔽率：60%。容積率：200%）
上位計画での位置付け	地域拠点、居住誘導区域
まちづくり関連事業	一
土 地 利 用 状 況	八本松地域センター、八本松歴史民俗資料館、駐車場など
周辺の土地利用状況	七ツ池に隣接しており、地区北側では土地区画整理事業を施行中です。
2 位置図・航空写真	
	
3 充足状況の整理	
メッシュ番号	八本松 9
メッシュ内人口 (R3)	2,227 人
一人当たりの公園面積	3.0 m ² /人
居住誘導区域内における公園誘致圏内面積割合	83.03%
評 価	B（公園不足：公園面積不足）
4 計画概要	
<ul style="list-style-type: none"> 旧東広島美術館・八本松地域センター用地を公園として整備し、有効活用します。 インクルーシブに特化した公園整備を検討します。 	

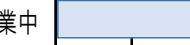
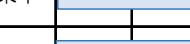
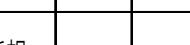
⑦正福寺山公園

1 整備予定地情報	
所 在 地	安芸津町三津
面 積	約 2.5 ha
都 市 計 画	区域区分：指定なし（非線引き都市計画区域） 用途地域：指定なし（白地）
上位計画での位置付け	地域拠点
まちづくり関連事業	一
土 地 利 用 状 況	民間にて公園として整備済み
周辺の土地利用状況	山林です。
2 位置図・航空写真	
	
《Google マップより引用》	《Google マップより引用》
3 充足状況の整理	
メッシュ番号	安芸津 6
メッシュ内人口 (R3)	447 人
一人当たりの公園面積	10.2 m ² /人
居住誘導区域内における公園誘致圏内面積割合	70.65 %
評 価	C (公園不足：公園空白地あり)
4 計画概要	
・現在、民間で管理している公園について、公園範囲や既存施設、樹木調査などを行い、市で管理可能なエリアかどうか検討します。	

(5) 整備スケジュール（予定）

本計画の期間内（令和7年度から令和12年度）における各公園の整備スケジュールは、次のとおり予定しています。なお、本整備スケジュールは、予算の執行状況や関係機関との調整などにより変わる場合があります。

表 整備スケジュール（予定）

地区	新規公園等	面積 (m ²)	充足評価		整備状況	整備年次スケジュール					
			現状	整備後		R7	R8	R9	R10	R11	R12
西条	①大地面池跡地	4,500	D	D	事業中						
	②旧中央生涯学習センター跡地 (大屋根広場)	4,300	D	D	事業中						
	③瓢箪池跡地	3,300	A	B	新規						
八本松	④八本松駅前土地区画整理事業 (1・2号街区公園)	3,526	D	D	事業中						
	⑤新池跡地	900	A	A	事業中						
	⑥七ツ池公園 (旧東広島美術館・八本松地域センター用地)	7,100	B	D	新規						
安芸津	⑦正福寺山公園	25,000	C	D	調査中						

2 中長期整備計画

(1) 公園不足地域の解消に向けた取組

公園不足地域における中長期的な取組としては、地域の実情や上位計画・関連計画におけるまちづくりの方針、地域の人口動態や開発の動向などを踏まえた上で、適宜、充足状況の再評価を行いながら、整備の必要性が高い地域から優先的に整備することを検討します。

なお、本市の公園不足地域の大半は既成市街地であり、新たにまとまった公園用地を確保することは困難であるため、府内関連部局と連携を図りながら、他の公共事業や東広島市次世代学園都市ゾーン等のまちづくり関連事業、公共施設の再編などの事業と合わせた公園整備を推進します。

(2) 公園過密・密集地域の解消に向けた取組（既存公園の適正化）

面積が小さい公園や機能が少ない公園については、密に分布しているエリアや誘致圏内に同様の公園機能を持つ公園が多いエリアを対象に、公園機能の再編や地域のニーズに応じた公園リノベーションの取組を進めることで、地域の実情やニーズに対応した既存公園の適正化を検討します。

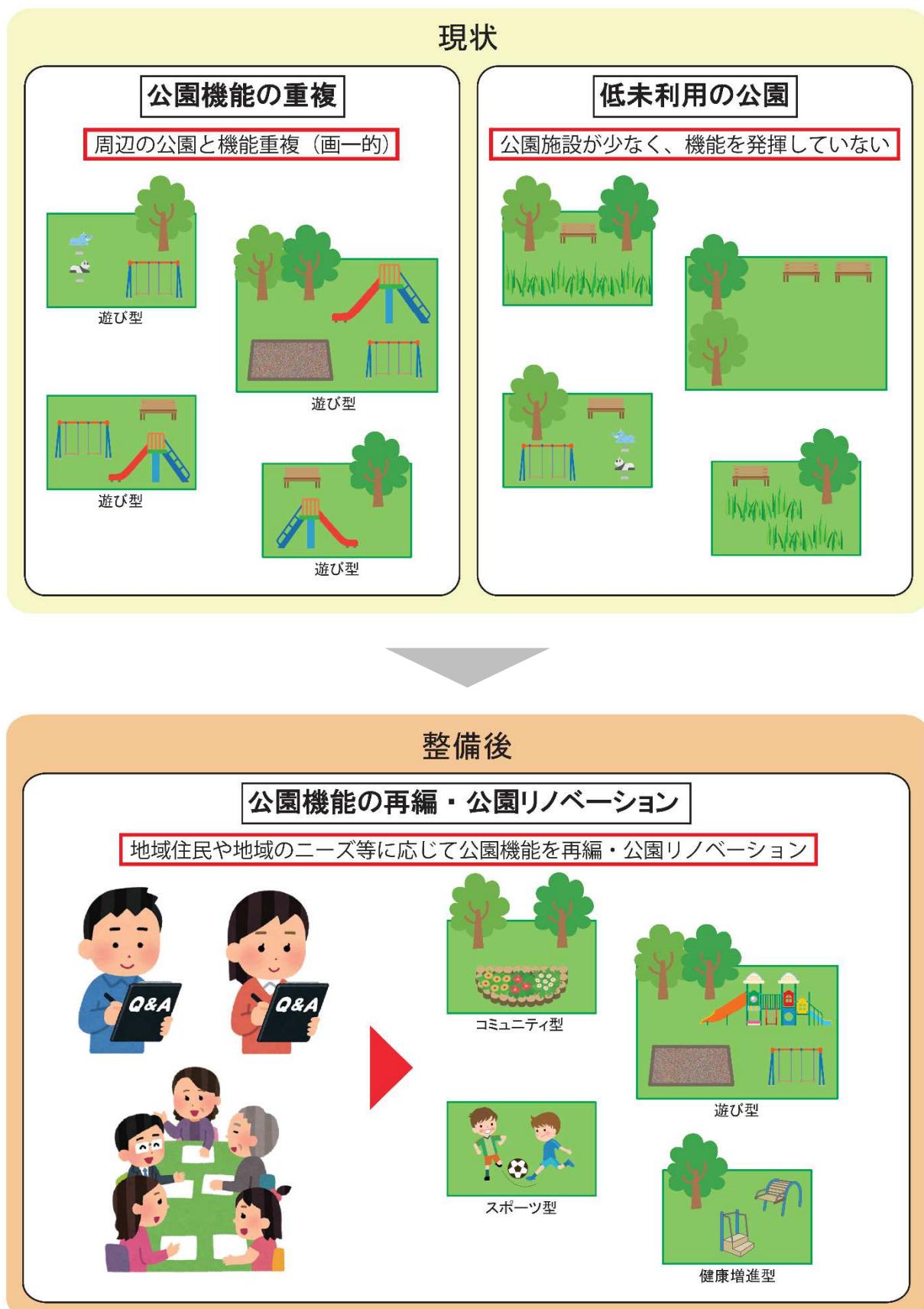


図 公園適正化のイメージ

3 管理・運営

公園は単なる遊び場や緑地ではなく、地域の防災拠点や多世代交流の場、環境保全の拠点などの役割も有しています。そのため、限られた財源や人的資源の中で公園の質を維持・向上させるために、新たな管理手法の導入や市民参画の促進、デジタル技術の活用など、持続可能な管理・運営に向けた取組を推進します。

(1) 予防保全への転換

厳しい財政状況下で必要な機能を維持するためには、最適な修繕・更新などにより中長期的なトータルコストを縮減し、予算を平準化することが重要となります。そのため、「従来の施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕などの対策を講じる事後保全型の維持管理」から「損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕などを実施することで機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理」への転換を推進することで、突発的な故障や重大事故を防ぐとともに、維持管理に要するコストの縮減を図ります。併せて、IoT技術やAIなどの新技術を維持管理に活用することで、維持管理の効率化や公園施設の長寿命化を図り、安全で快適な公園環境創出を検討します。

(2) 市民参画と公園里親制度の促進

本市には地域に密着した小規模な公園が多数存在しており、厳しい財政状況下で持続的に管理を行うためには、地域住民や企業などが公園管理に主体的に関わる仕組みを構築することが重要となります。そのため、公園里親制度の活用やボランティア活動などを通じた市民参画を推進することで、行政負担の軽減、適切な維持管理、公園の適正利用、地域コミュニティの活性化などを推進します。

(3) ユニバーサルデザインの促進

公園は、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して利用できる公共空間であるため、公園の整備・更新に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることが重要となります。そのため、インクルーシブデザインを取り入れた施設の導入や多目的トイレの設置などの整備を推進することで、多様な人々が快適に利用できる環境を創出します。

(4) 利用ルールの見直し・周知徹底

公園は、多様な人々が利用する公共空間であるため、公園の安全の確保、施設の保全、衛生環境の維持、迷惑行為やトラブルの防止などには、一定のルールを設定することが重要となります。そのため、時代の変化に応じてルールを見直し、多様な価値観を尊重しながら公園の適正利用の促進を図ります。併せて、利用者にルールの周知徹底を図る仕組みづくりを検討します。

(5) 公園 DX の推進

維持管理の効率化や利便性の向上を図るために、ICT や AI、IoT などの先進技術を活用する「公園 DX」を推進することが重要となります。そのため、センサーを活用した遊具や施設のリアルタイム劣化状況の把握、ドローンを活用した巡回管理、デジタルサイネージによる情報発信など、新たな技術の積極的な導入を推進することで、管理コストの削減や利用者サービスの向上を検討します。

(6) 地域共生社会の実現

公園は、単なる憩いの場にとどまらず、地域コミュニティの核としての役割も有しているため、多世代・多文化の交流を促進し、地域の絆を深める場として公園を活用することも重要となります。そのため、高齢者向けの健康プログラムの実施、外国人住民との交流イベントの開催、学校や地域団体と連携した環境学習や防災教育の実施など、人と人をつなぐ場となる活用を促進することで、地域共生社会の実現を図ります。

参考資料

用語集

	用語	解説
アルファベット	AI	「Artificial Intelligence」の略で、人工知能をさしており、人間の知能を模倣するコンピュータシステムやプログラムのことです。
	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のことです。
	IoT	「Internet of Things」の略で、物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のことです。
	Park-PFI	飲食店や売店などの公園施設を設置・運営し、その収益を活用して園路や広場などの整備・管理を一体的に行う者を公募により選定する公募設置管理制度のことです。
あ行	インクルーシブ	障がいの有無や国籍、年齢、性別などに問わらず、すべての人が社会の一員として尊重され、共に支え合いながら生活する社会のあり方やその考え方のことです。
	インクルーシブデザイン	障がい者や高齢者、異なる文化や言語を持つ人などをプロセスの初期段階から巻き込み、あらゆる人々が同じように利用できるようにデザインを行うことです。
	インフラ	「インフラストラクチャー」の略で、道路、公園、上下水道、河川などの生活や経済活動の基盤を形成する施設のことです。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園です。（1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置）
か行	街区公園	主として街区内外に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。（1箇所当たりの面積 0.25ha を標準として配置）
	居住誘導区域	人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のことです。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。（1箇所当たり面積2ha を標準として配置）

	用語	解説
か 行	個別施設計画	総合計画が目指す将来像の実現に向けて、各分野における取組を着実に推進していくため、具体的な事業計画や取組施策などを明らかにする個々具体的の計画です。
さ 行	指定管理者制度	公の施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された民間事業者などに委任する制度のことです。
	借地公園制度	公園や緑地の整備において、公園管理者（市）が土地所有者との間で貸借契約（無償）を結び、土地を借り受けて公園を開設する制度です。
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園です。（1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置）
た 行	地区計画	比較的小規模な地区を対象として、地区の特性に応じて公共施設の配置、建築物の用途・形態等の制限などを定め、良好な居住環境の維持・形成などを目指す都市計画法上の制度のことです。
	長寿命化計画	従来の対症療法的な修繕から、予防保全的な修繕に転換することで、施設の長寿命化、維持管理コストの縮減及び予算の平準化を目的とする計画です。
	都市計画区域	都市計画法に基づき、自然的・社会的な条件や人口・土地利用などの現況及び推移を勘案した上で、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことで、都道府県知事が指定します。
	都市公園	地方公共団体が都市計画施設（都市計画法に基づき定められた施設）として設置する公園又は緑地、及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のことです。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地です。（1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置）
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それらを活用して道路・公園などの公共施設を整備するとともに、宅地を整形化するなど、土地の区画形質を変更する事業のことです。

	用語	解説
は 行	パークマネジメント	公園を単に維持管理するだけでなく、利用者の利益増進を目的として、経営視点を取り入れながら高品質に管理・運営することです。
	バリアフリー	高齢者や障がい者などが円滑に移動できるように、段差などの障害（バリア）となるものを取り除くことです。
や 行	ユニバーサルデザイン	製品や建物などを作る場合、はじめから、障がい者や高齢者なども含めすべての人にとって利用可能な使いやすい形に設計することです。
ら 行	ライフサイクルコスト	土木構造物に対して、調査、計画から設計、建設、運用、維持管理、更新、廃棄までの一連の過程をライフサイクルと呼び、この期間で必要なすべての費用のことです。一般的に「初期建設費用（イニシャルコスト）+維持管理・更新（廃棄）費用（ランニングコスト）」で表されます。
	立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、コンパクトなまちづくりの観点から、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導について定める計画です。立地適正化計画は、都市計画マスタープランに包含される計画として位置付けられます。
	リノベーション	既存の建築に大規模な改修工事を行い、新たな機能や価値を加えて再生・刷新することです
わ 行	ワークショップ	参加者が特定のテーマについて主体的に意見交換を行い、グループ作業により課題解決策の提案などを行う方法です。

東広島市公園整備アクションプラン

令和8（2026）年1月

東広島市 都市交通部 都市整備課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL : 082-420-0955 FAX : 082-421-5280
